

平成 30 年 3 月 15 日

各 位

一般社団法人 全国銀行協会

クラスター弾に関する銀行界としての取組みについて

クラスター弾は、内蔵する子弾を空中で広範囲に散布するよう設計されたもので、その不発弾などによって一般市民に甚大な被害を与えてきており、わが国を含めた国際社会の中でも「クラスター弾に関する条約」が採択される等、非人道的な武器として認知されているところである。

2010 年 8 月 1 日、クラスター弾等の製造禁止や所持の原則禁止を定めた「クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律」がわが国において施行されたことを受け、当協会は、2010 年 10 月 8 日付の「クラスター弾に関する条約の発効を受けた銀行界としての取組みについて」と題する文書にて、クラスター弾の製造を資金使途とする与信は、国の内外を問わず行わないことを申し合わせ、会員各行は当該申し合わせを踏まえた業務運営を行ってきたところである。

その後、2015 年 9 月には「国連持続可能な開発サミット」において SDGs (Sustainable Development Goals) が採択され、国連に加盟するすべての国が 2015 年から 2030 年までに持続可能な開発のための諸目標の達成に向け行動することを宣言、政府においては「SDGs 推進本部」を設置する等、取組みが進められている。他方で、日本の銀行界においては、これまでも SDGs に関連するさまざまな取組みを行ってきたが、更に中長期的な視点において、SDGs で掲げられている課題に対する取組みを強化するため、当協会では本日、SDGs の推進体制および取組み項目について公表すると共に、「行動憲章」についても改定を実施し、公表したところである。

そうした中、クラスター弾に関する対応についても検討を行い、本日、クラスター弾の非人道性を踏まえ、クラスター弾の製造を行っている企業に対する与信については、資金使途に関わらず、これを行わないことを申し合わせる。

以 上